

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022 年 6 月 23 日

静岡県知事  
川勝 平太 殿

提出者

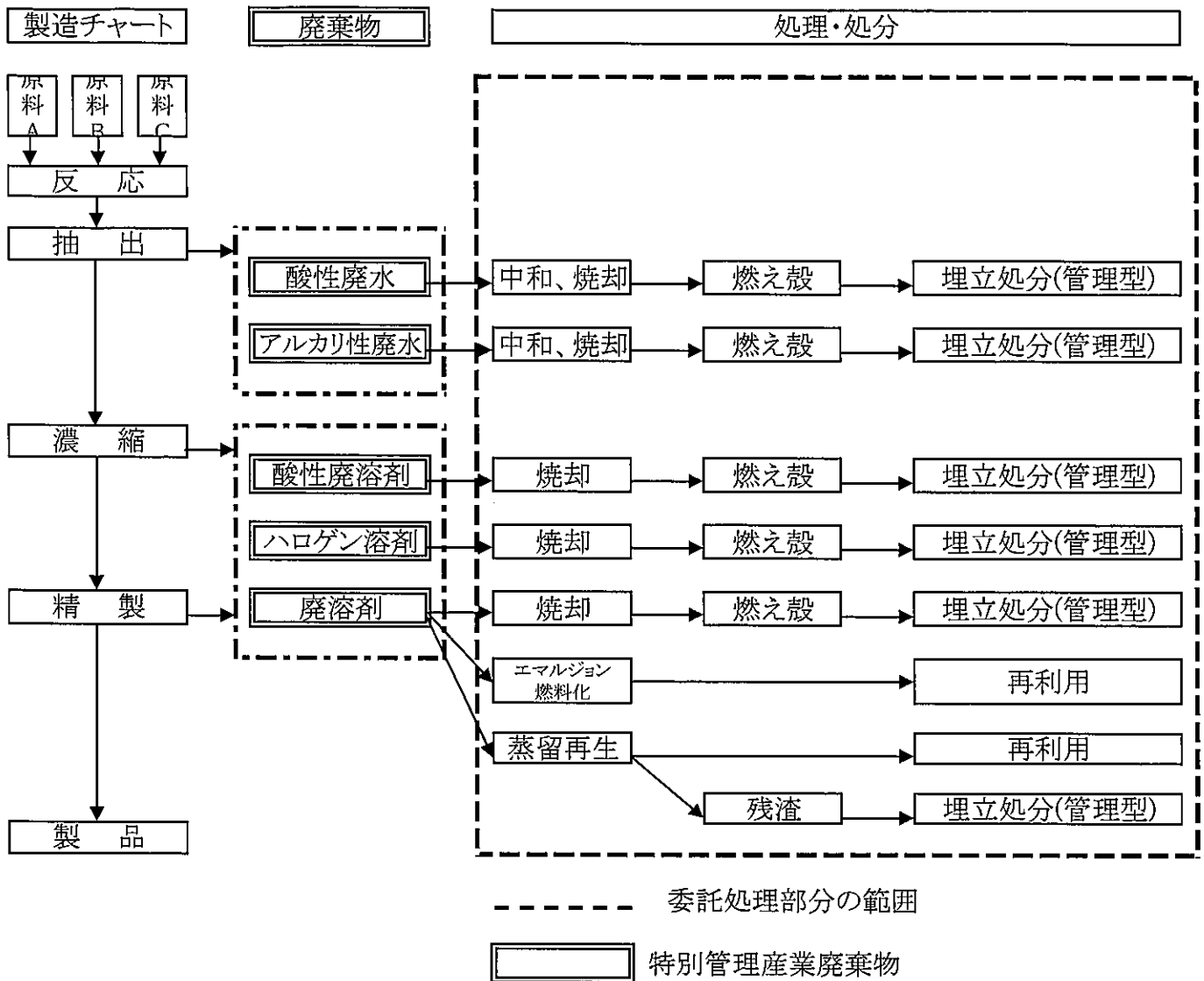
住 所 〒410-1327  
静岡県駿東郡小山町棚頭 1295-1  
氏 名 アイバイツ株式会社  
代表取締役 瀬見井 律男  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0550-78-1321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	アイバイツ株式会社 富士小山研究所
事業場の所在地	静岡県 駿東郡 小山町 棚頭 1295-1
計画期間	2022年4月1日 から 2023年3月31日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

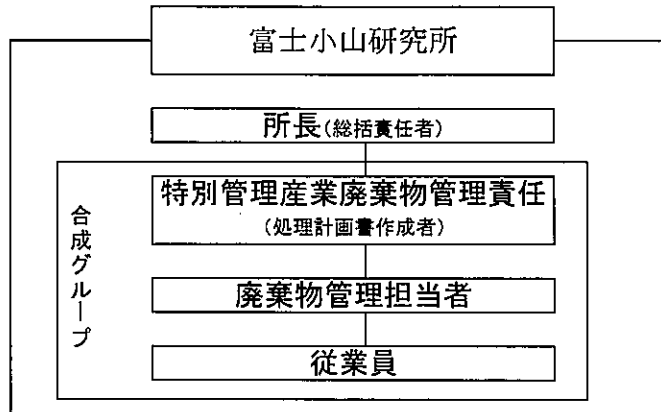
① 事業の種類	有機化学製品製造業
② 事業の規模	¥400,000,000
③ 従業員数	10名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙① 参照



別紙① 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	廃油 (有害)
	排出量	56.5 t	9.0 t	3.0 t	0.2 t
	(これまでに実施した取組) ・従業員に対する廃棄物の分類及び安全管理などの指導 ・自社製品の工程改良による溶剤使用量の削減の検討 ・仕事の大半が受注した製品を製造するという点において、製造のマニュアルに溶剤の使用量が定められているため、工程改良の難しい部分があり、毎年一定の量が発生する訳ではないので、処理計画通りに進めにくい状況にあります。				
②計画	【目標】 2020年度特別管理産業廃棄物総排出量に対して5%の削減				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	廃油 (有害)
	排出量	51.0 t	8.0 t	1.0 t	1.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用の割合を増加させるための検討を行なう。 ・引き続き自社製品の工程改良による溶剤使用量の削減の検討 ・受託製品に対する溶剤使用量抑制の提案				

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・発生した廃棄物はその性質（pH、引火性、毒性など）によって細かく分類し、それぞれドラム缶に保管し、番号を表示し分別と保管している。 引火性溶剤、蒸留再生用、燃料化用、酸性の引火性溶剤、酸性の廃水など
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現在は新たに分別の種類を増やす計画はありません。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・再利用を自社で行なうには、新たに設備を導入しなければならず、廃棄物処理用の設備より生産用設備のほうが優先されるため、導入が進んでいない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物処理用設備を導入することの検討を続ける。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) ・中間処理を自社で行なうには、新たに設備を導入しなければならず、廃棄物処理用の設備より生産用設備のほうが優先されるため、導入が進んでいない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) ・廃棄物処理用設備を導入することの検討を続ける。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・処理や埋め立てを自社で行なうには、新たに設備を導入しなければならず、廃棄物処理用の設備より生産用設備のほうが優先されるため、導入が進んでいない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物処理用設備を導入することの検討を続ける。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	廃油 (有害)
	全処理委託量	56.8 t	9.0 t	3.0 t	0.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	52.9 t	9.0 t	3.0 t	0.2 t
	再生利用業者への処理委託量	7.9 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・ マニフェストの運用、管理の徹底 ・ 処理工場の見学 ・ 契約書の更新及び見直し				

## (第5面)

		【目標】 2021年度特別管理産業廃棄物総排出量に対して5%の削減				
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強酸	強アルカリ	廃油(有害)
②計画	全処理委託量		53.7 t	8.6 t	2.8 t	0.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量		53.7 t	8.6 t	2.8 t	0.2 t
	再生利用業者への処理委託量		10.0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在委託している業者が取得申請をしている</li> <li>・ 引き続きマニフェストの運用、管理の徹底</li> <li>・ 引き続き処理工場の見学</li> <li>・ 引き続き契約書の更新及び見直し</li> <li>・ 優良認定処理業者の選定</li> </ul>					
		【前年度( 2021 年度)実績】				
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物排出量		引火性廃油	強酸	強アルカリ	廃油(有害)
	(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		56.5 t	9.0 t	3.0 t	0.2 t
		(今後実施する予定の取組等)				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年3月に電子マニフェストに加入したので、今後は電子マニフェストを活用していく。</li> </ul>				
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。